

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度一般会計決算における用途状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 660,992 千円
 (歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 11,176,520 千円

(単位：千円)

事業区分	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	2,201,386	1,463,506		30,142	89,023	618,715
	高齢者福祉事業	80,375	1,544		3,335	9,496	66,000
	児童福祉事業	4,592,419	2,491,155	13,500	464,481	204,184	1,419,099
	母子福祉事業	283,823	105,142		1,840	22,244	154,597
	生活保護扶助事業	1,336,959	957,581			47,720	331,658
	小計	8,494,962	5,018,928	13,500	499,798	372,667	2,590,069
社会保険	介護保険事業	854,029	7,111		83	106,519	740,316
	国民健康保険事業	472,895	261,417		2	26,600	184,876
	後期高齢者医療事業	914,678	103,753			102,002	708,923
	小計	2,241,602	372,281	0	85	235,121	1,634,115
保健衛生	疾病予防対策事業	424,760	13,412		1,510	51,551	358,287
	医療提供体制確保事業	15,196			2,061	1,652	11,483
	小計	439,956	13,412	0	3,571	53,203	369,770
合計	11,176,520	5,404,621	13,500	503,454	660,992	4,593,954	